

地域活性化に向けた協働教育の推進に関する協定

特定非営利活動法人 G-net（以下「甲」という。）と学校法人菊武学園（名古屋産業大学）（以下「乙」）は、地域で活躍する人材の育成に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、甲と乙が連携のもと、緊密な協力関係を築き、持続的・発展的に連携を深めることにより、地域社会の形成・発展及び未来を担う人材育成に寄与することを目的とする。

第2条（実施事項）

甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

1. インターンシップの受け入れについて
2. インターンシップに関連した評価基準・運営改善に関する協議・情報発信
3. 社会人・職業人に向けたリカレント教育
4. その他教育に関する事項

第3条（守秘義務）

甲及び乙は、この協定に基づき相手方から取得する情報を第2条で定める事項以外で使用してはならず、事前に相手方の同意を得た第三者以外に対して開示し、又は漏洩してはならない。この協定の有効期間満了後も同様とする。

第4条（反社会的勢力でないことの表明及び確約）

甲及び乙は、それぞれ、現在、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 甲及び乙は、それぞれ、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙のいずれかが、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他の当事者が連携を継続することが不適切であると判断した場合には、他の当事者は、この協定の定めにかかわらず、相手方に解除の通知をすることにより、この覚書を解除することができるものとする。なお、この解除によって生じた損害については、相手方は解除した当事者に対し何らの請求も行わず、解除した当事者は責任を負わないものとする。また、解除した当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害額を支払うものとする。

第5条（覚書の有効期間）

この覚書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が終了する日の6ヵ月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがない時は、さらに1年間更新するものとする。

第6条（その他）

この協定に定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

上記事項の締結を証するため、協定書2通を作成し、署名の上、甲乙各自1通を保有することとする。

令和2年1月29日

(甲) 特定非営利活動法人 G-net
代表理事

南田修司

(乙) 学校法人菊武学園
理事長

高木弘児